



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目 次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1471	平成24年度地籍調査事業計画の一部変更	(地域政策課).....	1
1472	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	2
1473	生活保護法による医療機関の指定	( " ).....	2
1474	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課).....	2
1475	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の変更	( " ).....	3
1476	救急病院の認定	(医務課).....	3
1477	公共測量の終了	(技術調査課).....	3
1478	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課).....	3

### ○ 海区漁業調整委員会指示

3	イサキ資源保護のための水産動植物の採捕禁止	.....	4
---	-----------------------	-------	---

## 告 示

### 和歌山県告示第1471号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により定めた平成24年度地籍調査事業計画（平成24年和歌山県告示第388号）の一部を、次のとおり変更した。

平成24年12月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

項 目		変 更 前	変 更 後
調 査 地 域	郡 市 名	海南市	海南市
	町 村 名		
	調査地域名	藤白の一部 冷水の一部 日方の一部 高津 小野田の一部 阪井の一部 大野中の一部 扱沢 東畑の一部 木津の一部 九品寺の一部	藤白の一部 冷水の一部 日方の一部 高津 小野田の一部 阪井の一部 大野中の一部 扱沢 東畑の一部 木津の一部 九品寺の一部 多田
	郡 市 名	有田郡	有田郡
	町 村 名	有田川町	有田川町
	調査地域名	大字杉野原の一部 大字遠井の一部 大字川口の一部 大字小原 大字中井原の一部	大字杉野原の一部 大字遠井の一部 大字川口の一部 大字小原 大字中井原の一部

	大字三田の一部 大字久野原の一部 大字彦ヶ瀬の一部 大字宇井苔の一部 大字井谷の一部 大字尾上 大字中の一部 大字修理川の一部 大字谷の一部 大字日物川の一部 大字境川の一部	大字三田の一部 大字久野原の一部 大字彦ヶ瀬の一部 大字宇井苔の一部 大字井谷の一部 大字尾上 大字中の一部 大字修理川の一部 大字谷の一部 大字日物川の一部 大字境川の一部 大字大藪 大字大西 大字延坂の一部 大字中峯の一部
--	---	---

和歌山県告示第1472号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成24年12月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
田薬 9-8	ハコへ薬局	田辺市本町68	平成 24.11.8

和歌山県告示第1473号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年12月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
田薬 63-24	ハコへ薬局	田辺市本町68	平成 24.12.3

和歌山県告示第1474号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成24年12月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
			平成

阪神調剤薬局和歌山御坊店	御坊市藪96-9	長野恭久	24.12.1
--------------	----------	------	---------

## 和歌山県告示第1475号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更について、次のとおり届出があったので、同法第69条第2号の規定に基づき公示する。

平成24年12月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
医療法人松本診療所	和歌山市田中町2丁目80番	医療機関の所在地	田中町5丁目1-15 タバタビル2F	田中町2丁目80番	平成24.12.10

## 和歌山県告示第1476号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成24年12月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 医療法人千徳会 桜ヶ丘病院
- 2 所在地 有田市宮崎町841-1
- 3 有効期限 平成27年12月19日

## 和歌山県告示第1477号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき海南市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成24年12月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量（MMSによるデータ計測）
- 2 作業期間 平成24年1月16日から平成24年3月27日まで
- 3 作業地域 海南市内一円

## 和歌山県告示第1478号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成24年12月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 大白河地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱12号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	印南町	印南原	津井田	3621番1	

2号	〃	〃	〃	〃	3628番3	
3号	〃	〃	〃	〃	3658番	
4号	〃	〃	〃	〃	3658番	
5号	〃	〃	〃	〃	3721番	
6号	〃	〃	〃	藤藪	3739番	
7号	〃	〃	〃	〃	3739番	
8号	〃	〃	〃	〃	3739番	
9号	〃	〃	〃	〃	3739番	
10号	〃	〃	〃	津井田	3715番	
11号	〃	〃	〃	〃	3679番	
12号	〃	〃	〃	〃	3643番1	

## 海区漁業調整委員会指示

### 和歌山海区漁業調整委員会指示第3号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、イサキ資源保護のため、次のとおり指示する。

平成24年12月21日

和歌山海区漁業調整委員会会長 榎本秀春

#### 1 指示する内容

2の期間内は、(1)に掲げる区域内にあってはイサキを、(2)に掲げる区域内にあってはすべての水産動植物を採捕してはならない。

#### (1) 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線に囲まれた区域

御坊市名田沖

(世界測地系)

ア 北緯33度50.122分 東経135度09.918分

イ 北緯33度50.123分 東経135度10.064分

ウ 北緯33度49.980分 東経135度10.066分

エ 北緯33度49.979分 東経135度09.919分

印南町印南沖

(世界測地系)

ア 北緯33度48.332分 東経135度12.931分

イ 北緯33度48.272分 東経135度13.086分

ウ 北緯33度48.161分 東経135度13.025分

エ 北緯33度48.221分 東経135度12.870分

印南町島田沖

(世界測地系)

ア 北緯33度46.725分 東経135度15.025分

イ 北緯33度46.602分 東経135度15.026分

ウ 北緯33度46.602分 東経135度14.879分

エ 北緯33度46.724分 東経135度14.878分

#### (2) 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線に囲まれた区域

御坊市名田沖

(世界測地系)

ア 北緯33度50.079分 東経135度09.970分  
イ 北緯33度50.080分 東経135度10.013分  
ウ 北緯33度50.023分 東経135度10.014分  
エ 北緯33度50.023分 東経135度09.971分

印南町印南沖

(世界測地系)

ア 北緯33度48.275分 東経135度12.957分  
イ 北緯33度48.251分 東経135度13.017分  
ウ 北緯33度48.219分 東経135度12.999分  
エ 北緯33度48.243分 東経135度12.938分

印南町島田沖

(世界測地系)

ア 北緯33度46.681分 東経135度14.973分  
イ 北緯33度46.645分 東経135度14.974分  
ウ 北緯33度46.645分 東経135度14.931分  
エ 北緯33度46.681分 東経135度14.930分

田辺市目良沖

(世界測地系)

ア 北緯33度43.691分 東経135度20.640分  
イ 北緯33度43.635分 東経135度20.754分  
ウ 北緯33度43.712分 東経135度20.808分  
エ 北緯33度43.768分 東経135度20.695分

白浜町瀬戸沖

(世界測地系)

ア 北緯33度41.036分 東経135度19.842分  
イ 北緯33度40.938分 東経135度19.928分  
ウ 北緯33度41.023分 東経135度20.066分  
エ 北緯33度41.121分 東経135度19.980分

## 2 指示する期間

平成25年1月1日から平成26年12月31日まで